

社会体育施設の利用に係る感染拡大予防ガイドライン (利用者版)

令和2年7月7日制定
令和2年10月1日改訂
令和3年11月30日改訂
令和4年11月30日改訂
令和5年3月13日改訂

菊川市教育委員会社会教育課

本ガイドラインは、令和2年5月4日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受けて、社会体育施設を再開するに当たっての基準や、再開後の感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にまとめたものです。

なお、社会体育施設の再開に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではないため、本ガイドラインは現段階で得られている知見等に基づき作成したものであり、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得えます。

施設の利用に当たっては、「菊川市公共施設における感染防止の方針について」並びに日本スポーツ協会及び日本パラスポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づく本ガイドラインに沿って行うものとし、別に各スポーツ団体が必要に応じ、同ガイドラインを参考に特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組むことが求められているため、これらのガイドラインについても合わせて遵守するものとします。

1 対策の期間

令和5年3月13日から当分の間

2 社会体育施設の開放時の感染防止策について

社会体育施設の開放時の感染防止策について、基本的対処方針及び専門家会議提言等に基づき、利用者が施設を安全・安心に利用できるよう、以下の内容を踏まえつつ各施設の特性を勘案して、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項をあらかじめ整理するとともに、施設管理者だけでなく、利用者を含めた関係者全員が感染防止のために取り組むものとします。

また、オミクロン株等の変異株の感染拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策を講じるとともに、障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮するものとします。

なお、マスク着用については、個人の主体的な判断を尊重するものとし、施設管理者から利用者やスタッフに対して、必ずしも着用を呼び掛けることは無いが、以下のような場合については着用を求めることが許容されることに留意の上、施設管理者は、施設、地域の実情に応じ、利用者及びスタッフにマスクの着用を求めるかどうか判断します。

- ① 重症化リスクの高い人が利用するなどの客層、施設内の環境、感染状況を踏まえ、利用者に対しマスクの着用を求めること。
- ② 感染対策上又は事業上の必要がある場合に、スタッフに対し、マスクの着用を求めること。

(1) 施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めます。

また、静岡県の定める参加人数、収容率以上のイベントについては、開催時に必要な感染防止対策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載した感染防止安全計画を静岡県へ提出し、静岡県が内容を確認し、必要に応じて助言等を受けます。感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント主催者が感染防止策に関するチェックリストを作成し、HP等で公表する必要があります。

なお、施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置として、以下のものを行います。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせるよう呼びかけます。
 - ア 体調がよくない場合。（例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ② こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。
- ③ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との適切な距離（人と人とが触れ合わない程度）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ④ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。

(2) 施設の利用受付時の留意事項

原則、施設の利用受付は公共施設予約システムにて行うが、窓口にて行わざるを得ない場合は以下のとおりとします。

施設管理者は、利用当日も含め受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うものとします。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置する。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、入場を制限された者が既に利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考える。）特に、イベントが開催される場合は、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。
- ③ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。ただし、設置に当たっては空気の流れを阻害しない配置に留意する。
- ④ 利用者が適切な距離をおいて並べるように、目印の設置等を必要に応じて行う。
- ⑤ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図る。
- ⑥ 利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限を行う。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、施設のホームページ等に迅速に掲載する。

(3) 利用者が遵守すべき事項

利用当日、利用者は以下の事項について該当が無いか確認し、該当がある場合は利用を見合わせる。なお、利用者が団体やイベント主催者の場合は、代表者は参加者全員の体調について情報を取りまとめる。

- ① 利用当日の体温

② 利用前7日間における以下の事項の有無

- ア 平熱を超える発熱
- イ 咳、のどの痛みなど風邪の症状
- ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- エ 嗅覚や味覚の異常
- オ 体が重く感じる、疲れやすい等

③ 利用前5日間における以下の事項の有無

- ア 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

④ 施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けることなどの感染対策に十分に配慮することが求められる。また、公共交通機関を利用する場合は、分散利用に配慮する。

(4) 利用者が運動・スポーツを行う際の留意事項

① 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

② 運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること。

③ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並らばず、並走あるいは斜め後方に位置取ること。

④ 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。

⑤ タオルの共用はしないこと。

⑥ 飲食については、パーティション（アクリル板等）を設置する、又は座席の間隔を1m以上確保し、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること。

なお、施設管理者は、飲食する場所の広さにゆとりを持たせること（椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置、座席の間隔を1m以上確保する。又は、空気の流れを阻害しないアクリル板等パーティション設置等）が求められるが、ゆとりを持たせることが難しく利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限や利用時間をずらす工夫を行うこと。また、飲食する場所は、換気を十分に行うこと。

⑦ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

⑧ イベント主催者等が、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下等に配慮し適正に行うこと。なお、飲食物の提供時には、飲食店に準拠した対応をする必要があるため、以下の事項の他、現行の飲食店ガイドラインやルール、静岡県の要請等に従うこと。

ア 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

イ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

⑨ 更衣室（シャワー室を含む）や休憩スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられることから、スペースの広さにはできる限りゆとりを持たせ、人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保し、他の利用者と密になることを避ける。

⑩ 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、

手すり、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、定期的に消毒すること。

- ⑪ 換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向あける等、換気に配慮すること。
- ⑫ 入退室の前後での手洗いを徹底すること。(手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底する。)

(5) 洗面所(トイレ)

- ① 洗面所(トイレ)についても感染リスクが比較的高いと考えられることから、トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、手すり、水洗トイレのレバー等)については、定期的に消毒すること。
- ② 換気扇を常に回す、または換気用の小窓を可能な範囲で2方向あける等、換気に配慮する。

(6) スポーツ用具の管理

- ① 共用するスポーツ用具については、定期的に消毒する。